

## 第47回全国育樹祭福井県実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会の名称は、第47回全国育樹祭福井県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第47回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画および運営に関すること
- (2) 関係機関および団体との連絡調整に関すること
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員および監事（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員は、育樹祭の開催に係る機関および団体の役職員等のうちから会長が委嘱する。

### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 1名

- 2 会長は、福井県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、福井県議会議長、福井県副知事、公益社団法人福井県緑化推進委員会理事長をもって充てる。
- 4 監事は、福井県会計管理者をもって充てる。

### (役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、財務を監査する。

### (任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関または団体の役職等を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

### (報酬および旅費)

第8条 委員等への報酬および旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により報酬および旅費を支給する場合には、福井県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

### 第3章 会議 (総会)

第9条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長および委員（以下「実行委員」という。）ならびに監事をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の改廃に関すること
  - (2) 育樹祭の企画および運営の基本的事項に関すること
  - (3) 事業計画および事業報告に関すること
  - (4) 予算および決算に関すること
  - (5) その他育樹祭の開催に関し必要な事項に関すること
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が委嘱した者をもって構成する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
  - (2) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の開催に必要な事項に関する事
  - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事
- 7 第9条第4項から第8項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「実行委員」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 8 前各号に定めることのほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

### (専門委員会)

第11条 幹事会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、幹事長が指名する者をもって構成する。
- 3 専門委員会で決議した事項については、幹事長の承認を得ることにより、幹事会の決定とすることができる。
- 4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

## 第4章 専決処分

### (会長の専決処分)

第12条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、または簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を福井県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織および運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金およびその他収入をもって充てる。

### (監査)

第15条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **(財務処理)**

第17条 実行委員会の財務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## **第7章 解散 (解散)**

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散したときに存する残余財産は、福井県に帰属するものとする。

## **第8章 補則 (補則)**

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## **附 則**

1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。